

津市公共工事の実施方針

1 趣旨

公共工事に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されています。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。

このことから、本実施方針として工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めたものです。

2 発注者（津市）の役割

- (1) 発注者は、地元要望等に基づき、工事の必要性、優先順位を決定し、発注前に地元代表者等（※1）との間で工事の目的、内容・効果、施工時期や通行止めなどの施工条件を決定し、設計図書、図面及び仕様書に反映し、発注します。
- (2) 発注者は、受注者決定後、速やかに工事名、工事場所、工期及び受注者等の基本情報を、地元代表者等に通知（「発注者の通知」という。）します。
- (3) 発注者は、契約締結後、工事着手までの間における受注者による地元代表者等への説明において、課題等が生じた場合は、受注者からの報告を受け、発注者、受注者協議の上、互いに協力して対策を講じるものとします。
- (4) 発注者は、工事着工後、受注者からの申出に応じて、受注者のみでは対応が困難と発注者が判断した場合は、発注者、受注者協議の上、互いに協力して対策を講じるものとします。
- (5) 発注者は、地元調整を行った場合に調整及び協議した経緯を記録します。

※1「地元代表者等」とは、公共工事等の施工にかかわって大きな影響を受ける可能性のある、自治会長等（水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表を含む。）、地域等を取りまとめる方をいいます。

3 受注者（施工業者）の役割

- (1) 受注者は、「工事の施工に関すること」（施工順序、使用機械、使用材料などの施工方法、着手時期、交通規制方法、作業時間等の工事工程）を決定し、設計図書、図面及び仕様書に定められたことを遵守し、工事を完成させ、発注者に引き渡します。
- (2) 受注者は、契約締結後、速やかに施工計画書を作成し、発注者に提出します。また、受注者は、提出した施工計画書に基づき、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など、「工事の施工に関すること」を地元代表者等に説明します。この場合の説明は、あくまで「工事の施工に関すること」の説明であり、地元代表者等に着工の同意を求めるものではありません。なお、工事の目的、効果、工事実施の条件などの説明については、発注者が行うものとします。
- (3) 受注者は、地元代表者等への説明の後、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先など、「工事の施工に関すること」の周知や工事への協力依頼のための文書を作成し、施工近隣住民等に配布又は回覧をお願いするなど周知を図るものとします。
- (4) 受注者は、契約締結後、工事の着手までの間における受注者からの地元代表者等への説明において、課題等が生じた場合は、発注者に報告し、発注者、受注者協議の上、直接、施工近隣住民等へ工事への協力依頼のための文書を配布するなど、協力して対策を講じるものとします。
- (5) 受注者は、工事着工後に施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、地元代表者等に説明します。
- (6) 受注者は、工事着工後における工事の施工に関する苦情や要望に対応しなければなりません。ただし、受注者のみでは対応が極めて困難な場合にあっては、発注者に協力要請することができます。
- (7) 受注者は、地元調整を行った場合に調整及び協議した経緯を記録します。

4 地元代表者等へお願い

- (1) 事業化に際して、地元代表者等は、地元要望等を取りまとめいただき、地元の総意、協力を基本として発注者（津市）に対して工事の要望等を行ってください。
- (2) 工事発注に際して、地元代表者等は、発注者が工事を実施するために必要な設計図書や仕様書作成に反映するための、工事を制約する情報（施工期間中に夏祭りが開催予定であるなど）を必要に応じて発注者に伝えてください。
- (3) 工事着手に際して、地元代表者等は、施工業者決定後は、工事名、工事場所、工期及び受注者等の基本情報や受注者が説明する工事の進め方等の情報を、施工近隣住民等に周知していただくなど、円滑に工事を施工するために、協力をお願いします。
- (4) 地元代表者等は、工事着工後、工事施工に関する騒音等の苦情や要望については、受注者に連絡してください。ただし、受注者との協議で解決が困難な場合は、発注者も同行します。

5 不当要求等及び工事の中止等

- (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、その事実を全て記録し、速やかに津市に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとします。（下請負人等（※2）が不当要求行為等を受けた場合にあっては同様。）
- (2) 不当要求行為を受けたことによって、工事が着工できない又は中止等に至った場合、発注者、受注者が協議の上、契約を解除することができますが、この場合、受注者の責めによらない場合にあっては、津市建設工事請負約款の規定等に基づき受注者が準備に要した費用等、実際にかかった費用については発注者が負担することとなります。（逸失利益は負担しない。）また、この契約解除による指名停止等のペナルティは行いません。（不当要求行為等を受けたとして(1)の記録、報告、通報を行った場合に限る。）
- (3) 発注者及び受注者は、不当要求行為等に対して毅然と対応するとともに、発注者、受注者が協力して対応にあたるものとします。
- (4) 発注者、受注者は工事履行の為に最大限努力するものとするが、解決の見込みがない場合は工事を中止するものとします。
- (5) 地域の協力が得られる見込みがないと本市が判断する場合は公共工事の発注を原則行わないものとします。（但し、緊急修繕工事等を除く）

(6) 「不当要求行為等」とは、

ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為

イ 暴力行為、脅迫行為

ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為

オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為

カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為

※2「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。